

お知らせ『いしり富士』

第690号 No.1
 令和6年9月18日発行
 (編集：企画政策課)

フェリー運賃の改定・島民の自動車航送運賃割引について

企画政策課

10月1日からのフェリー運賃の改定並びに、島民の自動車航送運賃割引についてお知らせいたします。

○フェリー運賃の改定について

ハートランドフェリーでは安定した航路運営を継続するための人材確保や高騰する諸物価への対応目的として、10月1日よりフェリー運賃を改定致します。

【旅客運賃】

区 間	区 分	9月30日まで		10月1日から	
		普通運賃	住民割引運賃	普通運賃	住民割引運賃
鶯泊～稚内	大人(2等)	2,990円	1,470円	3,590円 (+600円)	1,360円 (-110円)
	小人(2等)	1,500円	740円	1,800円 (+300円)	680円 (-60円)
鶯泊～香深	大人(2等)	1,140円	500円	1,800円 (+660円)	440円 (-60円)
	小人(2等)	570円	250円	900円 (+330円)	220円 (-30円)

○島民の自動車航送運賃の割引について

利尻富士町・利尻町・礼文町にお住いの方を対象に10月1日より、離島住民に対する自動車航送運賃の一部区分で定額に致します。

【自動車航送運賃の定額化】

区 間	区 分	9月30日まで	10月1日から
		普通運賃	運賃割引後
鶯泊～稚内	車長4m	21,650円	車長4～6mまで 一律8,000円
	車長5m	27,400円	
	車長6m	34,450円	
鶯泊～香深	車長4m	7,920円	車長4～6mまで 一律4,000円
	車長5m	10,020円	
	車長6m	12,590円	

～自動車航送運賃割引適用条件～

- (1) 自動車検査証の使用者が個人名(法人は除く)、且つ、利尻島・礼文島の住所。
- (2) 適用する車輛は、乗用車・軽自動車・軽トラックに限る。
- (3) 稚内からの始発便、4/28～5/7、8/11～8/20の期間は適用外。
※適用期間外については30%割引。
- (4) 代車やレンタカーは適用外。
- (5) 免許証での住所提示は適用外。

【お問い合わせ先】

ハートランドフェリー株式会社 営業部 (TEL:0162-23-3780)

自動運転バスの一般運行について

企画政策課

先にお知らせ『りしり富士』によりお知らせしておりますが、利尻富士町では、国土交通省による地域公共交通確保維持改善事業費補助金の採択を受け、町の財政負担なく自動運転バスの実証運行を実施いたします。

つきましては、下記のとおり一般運行を開始いたしますので、是非一度体験してみてください。

<概要>

運行ルート：利尻空港～鷺泊フェリーターミナルの往復

自動走行レベル：レベル2（いつでも手動運転に切り替えができるようにオペレーターが同乗）

乗車定員：9名（オペレーターを除く）

運行期間：9月24日～10月3日

24日は出発式のため、一般のお客様は25日からご利用ください。

※運行ダイヤ等、詳細は一緒に配布しているチラシをご覧ください。

なお、乗車後にはアンケートにご協力願います。

時速20km/h未満の低速走行につき、ご迷惑をおかけしますが
どうぞ下記のご支援のほどよろしくお願いいたします。

- ・車間距離を3～4車身程度開けての追い抜き頂けると幸いです。
- ・自動運転車両は道路やその脇の障害物検知等で急停止する場合がございます。
車間を空けた走行をお願いいたします。
- ・走行実証中には是非とも多くご乗車にご協力ください（一番のお願いでございます！！）



敬老会の開催について

福祉課福祉介護係

令和6年度「敬老会」が次の日程で開催されます。対象となる方にはすでにご案内しておりますが、出席される方はお間違えのないようお願い致します。

なお、今年度はメインアトラクションとして歌謡ショーを開催いたしますので多数のご来席をお待ちしております。

鷺泊地区	鬼脇地区
令和6年10月3日（木）10：00から	令和6年10月3日（木）14：00から
総合交流促進施設 「りぷら」	総合交流促進施設 「北のしーま」

■対象 75歳以上（昭和25年3月31日以前に生まれた方）

「敬老祝い金（敬老年金）」の支給について

福祉課福祉介護係

9月1日を基準に、次の要件を満たす方へご長寿を祝福し「敬老祝い金」を支給いたします。対象となる方にはすでにご案内しておりますが、原則窓口での受け取りとさせていただきますので、支給日9月25日（水）に役場福祉課または鬼脇支所で印鑑をご持参の上お受け取りください。不在等で9月25日に受け取ることができない方には、後日役場福祉課より連絡のうえお渡しする予定です。

☆ 支給額 一金 10,000円（100歳の方は10万円）

☆ 支給日 令和6年9月25日（水）

☆ 支給場所 鷺泊地区の方 役場福祉課窓口
鬼脇地区の方 鬼脇支所

☆ 対象者 令和6年度内に次の年齢に達する方で、9月1日現在まで引き続き1年以上利尻富士町に住んでいる方が対象です。

満75歳	（昭和24年4月1日から昭和25年3月31日までに生まれた方）
満80歳	（昭和19年4月1日から昭和20年3月31日までに生まれた方）
満85歳	（昭和14年4月1日から昭和15年3月31日までに生まれた方）
満90歳	（昭和9年4月1日から昭和10年3月31日までに生まれた方）
満95歳	（昭和4年4月1日から昭和5年3月31日までに生まれた方）
満100歳	（大正13年4月1日から大正14年3月31日までに生まれた方）

【お問い合わせ】福祉課福祉介護係（電話82-1113）まで

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

産業振興課商工観光係

みんなチェック！ 最低賃金。

北海道最低賃金

北海道内の事業場で働くすべての労働者（会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての人）及びその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されました。

最低賃金額 時間額 **1,010円**

効力発生效年月日 令和**6年10月1日**

- 最低賃金には、**精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金**は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く方には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されません。

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

児童手当の制度が変わります！

福祉課住民係

児童手当法の改正を含む子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案が国会で可決されたことに伴い、令和6年10月分（初回支給は令和6年12月10日を予定）から、児童手当制度が下記のとおり拡充されます。

制度改正内容について

① 高校生まで支給期間が延長されます

改正前	【改正後】
中学校卒業まで	<u>高校卒業</u> まで

② 収入に関係なく支給されます

改正前	【改正後】
所得制限あり	<u>所得制限なし</u>

③ 3人目以降のお子様の支給額が増えます（お子様の数え方も変わります。）

改正前	【改正後】
高校生世代のお子様から年齢順に1人目、2人目と数え、 <u>小学生以下のお子様</u> が3人目以降となる場合に多子加算が適用 3人目以降1人につき、 月額15,000円	大学生世代のお子様から年齢順に1人目、2人目と数え、 <u>高校生以下のお子様</u> が3人目以降となる場合に多子加算が適用 3人目以降1人につき、 月額30,000円

※大学生世代（H14.4.2～H18.4.1生）のお子様は児童手当の支給対象ではありませんが多子加算の算定の対象となります。

④ 支給日が変わります

改正前	【改正後】
年3回支給（6・10・2月） 4か月分ずつ支給	<u>年6回支給</u> （偶数月） <u>2か月分</u> ずつ支給

※第1子・第2子の支給額については変更ありません。

●お手続きが必要となる方について

- ・現在利尻富士町から児童手当を受けておらず、高校生世代のお子様を養育している方
- ・町外に住民登録のある高校生世代のお子様を養育している方
- ・大学生世代（H14年4月2日生～H18年4月1日生）のお子様があり、高校生から0歳までの子を含め3人以上のお子様がいる方
- ・所得制限により、利尻富士町の児童手当を受けられていなかった方

※町で把握できた対象となる見込みの方へ、9月6日に申請勧奨案内を送付しております。

ご案内が届かなくても、対象となる可能性がある場合は福祉課へご連絡ください。

※公務員の方は、勤務先でのお手続きとなります。

●お手続きの期限

- ・令和6年10月31日（木）まで（12月の初回支給に反映されます。）
- ・最終提出期限は、令和7年3月31日（月）です。

※最終提出期限以降は、提出いただいても制度拡充にともなう児童手当をさかのぼって支給できませんので、ご注意ください。

お問い合わせ：福祉課住民係（82-1113）



お知らせ『りしり富士』

10月の診療予定について

鷺泊診療所

10月の診療予定は以下のとおりとなっております。時間内に受診していただきますようお願いいたします。風邪症状で受診を希望される方は事前に電話（82-1038）でご相談下さい。

月	火	水	木	金
	1 午前 藤掛・高橋医師 午後 藤掛・高橋医師	2 午前 高橋医師 午後 藤掛医師	3 午前 高橋医師 午後 休診	4 午前 藤掛医師 午後 休診(往診)
7 午前 吉永医師 午後 高橋医師	8 午前 高橋医師 午後 藤掛医師	9 午前 藤掛医師 午後 高橋医師	10 午前 森本医師 午後 休診 午後4時～整形外科	11 午前 高橋医師 午後 休診(秀峰園)
14 休診	15 午前 高橋・山崎医師 午後 高橋・山崎医師	16 午前 山崎医師 午後 高橋医師	17 午前 高橋医師 午後 休診	18 午前 山崎医師 午後 高橋医師
21 午前 山崎医師 午後 吉永医師	22 午前 山崎医師 午後 山崎医師	23 午前 高橋医師 午後 山崎医師	24 午前 山崎医師 午後 休診 午後4時～整形外科	25 午前 高橋医師 午後 休診(秀峰園)
28 午前 吉永医師 午後 浅井医師	29 午前 高橋医師 午後 山崎医師	30 午前 山崎医師 午後 高橋医師	31 午前 森本医師 午後 休診	

※都合により医師変更・休診となる場合があります。IP告知端末でご確認ください。

※受付時間 午前：8時30分～11時 午後：1時～3時

難病者（児）等の方の通院交通費等（交通費・宿泊費）の助成事業のお知らせ

総合保健福祉センターすこやか保健係

利尻富士町では難病者（児）等が、島外（北海道内）の専門医療機関に通院するための経費（交通費・宿泊費）の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、難病者等の通院を支援する事業を実施しております。

● 助成内容は以下のとおりです。

《助成対象者》

利尻富士町の住民であり、町税等の滞納がなく、生活保護法の移送費等及び他の法律で交通費相当分全額給付を受けていない下記の項目に該当される方。

- ① 「特定疾患受給者証」、「特定医療費（指定難病）受給者証」、「小児慢性特定疾病医療受給者証」の交付を受けている方。
- ② 「先天性血液凝固因子障害医療受給者証」の交付を受けている方。
- ③ 腎臓機能障害を更生するため、人工透析療法による医療を受けている方。

● 申請手続、助成内容等については、保健センター ☎ 82-2320 へお問い合わせ下さい。